

## 1. 当面の既認定業者への対応についての方針

不正事案に係る事業者以外の事業者からの品質管理体制の調査結果が報告されており、まず、これを踏まえた当面の対策を実施する必要。

## 2. 事業者における品質管理の状況について

今回、減衰性能データの書き換えが発生している免震オイルダンパーは、いずれも平成27年以前の認定であり、28年に強化された基準の適用を受けていない品質管理体制の下で出荷されてきている。今回の事案を踏まえ、12月21日までに、他の認定事業者に対し、現行基準に照らした場合に品質管理体制が確保されているかどうか、第三者機関による調査を受けた上で報告することを求めた。

これに対し、大臣認定を取得し、現在、製造・出荷している21主体※(39社)から報告があり、うち14主体からは現行基準で求める品質管理体制が確保されているが、7主体からは確保されていないとの報告があった。これらは認定当時の基準には適合しているため違反ではないが、今後同様の不正事案の発生を防止するためには、改善を求めていく必要がある。

※認定を連名で取得している場合は複数社を1主体としている。

## 3. 30年度のサンプル調査について

平成27年以降、それまで防耐火構造等について行っていた認定後のサンプル調査を、免震材料も対象に加えて実施してきている。サンプル調査に関しては、今回の不正事案の内容及び上記調査結果も踏まえて実施する必要があると考えられる。

## 4. 再発防止策について

さらに原因究明の検証を踏まえた再発防止策については、引き続き検討する。

○ 平成30年10月17日に、「免震ダンパー等の品質管理体制に関する実態調査について(依頼)」(国住指第2352号 建築指導課長通知)により、免震材料に関して大臣認定を受けている88社に対し、免震ダンパー等の品質管理体制に関する社内調査を行うとともに、指定性能評価機関による調査を受けることを依頼。

## 調査対象事業者

- ・平成30年10月16日時点で、免震材料に関して大臣認定を受けている88社

## 調査項目

・上記事業者が建築材料として生産する免震ダンパー等※1に関し、次の項目による調査を実施。

※1 免震用のオイルダンパー、粘性ダンパー、鋼材ダンパー、鉛ダンパー、摩擦ダンパー、減衰こま、積層ゴム、すべり支承及び転がり支承、並びに制振ダンパー

### ①大臣認定不正取得の有無

- 検査データの書き換えなど不正により性能評価を受けていないかについて、大臣認定取得当時、指定性能評価機関へ提出した検査データ等の技術資料と当該検査に係る帳簿等との照合、担当者への聴取等による社内調査。

→調査依頼日の翌週中  
(一次報告)※2

### ②大臣認定や顧客との契約内容に適合しない製品の出荷の有無等

- 検査データの書き換えなど不正により大臣認定や顧客との契約内容に適合しない製品の出荷を行っていないかについて、各種製造工程における検査データと当該検査に係る帳簿等との照合、担当者への聴取等による社内調査。

→調査依頼日の翌週中  
(一次報告)※2

- さらに、検査装置の操作盤等において不正な係数の入力や、その他の行為による改ざんのおそれがないか、検査不合格の場合の処置が適切になされているか、現行の建築基準法に照らし必要な品質管理体制が確保されているかについて、指定性能評価機関による調査。

→12月21日(二次報告)

- 指定性能評価機関は、「適・否」の判定に加え、次のような事項に関し実態を調査しとりまとめ。
  - ・検査成績書の信頼性を担保するためにどのような対策が講じられているか。
  - ・普段の業務において、検査データの改ざんがなされていないことや、検査不合格時の処置が適切になされていることを具体的に誰がどのような方法でチェックしているのか。
  - ・製品の検査記録が適切に保管されているか。

など

※2 当初、社内調査についても報告期限を12月21日としていたが、光陽精機(株)及び(株)川金コアテックの事案が発覚したことを踏まえ、社内調査分について報告期限を前倒して求めた。

# 免震ダンパー等の品質管理体制に関する実態調査 とりまとめ②

## 調査結果

### 社内調査結果(調査依頼日の翌週中々、10/31公表) ※前回の委員会にてご報告。

・88社から光陽精機(株)及び(株)川金コアテックの2社を除く86社からは不正を行った事実はないとの報告。

### 指定性能評価機関による調査結果(12/21々) ※連名による認定取得の場合、複数社を1主体としている。

・建築基準法に基づく現行の認定基準に照らした品質管理については、14主体(27社)が現行の基準で求める品質管理の基準を満足しているが、7主体\*(12社)は満足していない。

注:平成27年に建設省告示第1446号を改正し品質管理の基準を強化しているが、改正後の告示の施行日以前に取得した大臣認定に関しては、強化した基準を満足していないことが直ちに大臣認定不適合となるものではない。

・検査記録を改ざんしている事実はいずれにおいても認められていないが、15主体(27社)において、検査データの改ざんを行い得る品質管理となっていた。

・検査不合格時の処置については、いずれの事業者においても不適切な処置は認められていないが、2主体(6社)において社内規格に検査不合格時の処置が規定されていることが確認されていない。

調査対象事業主体数(事業社数)	55(86)
既に全ての免震ダンパー等の製造を終了していると回答のあった事業主体数(事業社数)	34(47)
現時点で免震ダンパー等を製造・出荷している事業主体数(事業社数)	21(39)
現行の建設省告示第1446号で求める品質管理体制が確保されているとされた事業主体数(事業社数)※	14(27)※
現行の建設省告示第1446号で求める品質管理体制が確保されていないとされた事業主体数(事業社数)	7(12)
検査装置等において検査データの改ざんが行われない品質管理となっているとされた事業主体数(事業社数)	6(12)
検査装置等において検査データの改ざんを行い得る品質管理となっているとされた事業主体数(事業社数)	15(27)
検査記録を改ざんしたことが認められた事業主体数(事業社数)	0(0)
検査記録を改ざんしたことが認められなかった事業主体数(事業社数)	15(27)
検査不合格時の処置が適切に実施されているとされた事業主体数(事業社数)	21(39)
うち検査不合格時の処置が社内規格に規定されていることが確認されていない事業主体数(事業社数)	2(6)

注)川金コアテック、光陽精機からは「現行の建設省告示第1446号で求める品質管理体制が確保されていない」、「検査データの改ざんを行い得る品質管理となっていた」と報告されている。  
川金コアテックは免震ダンパー以外の支承材を製造・検査しているが、「検査不合格時の処置が社内規格に規定され適切に実施されている」、「改ざんは認められない」と報告されている。  
※調査時点で免震ダンパーの製造を終了しており、告示の適用を受けない制振ダンパーのみを製造する1事業主体(1社)を含む。